

大船渡市若者交流促進支援事業の実施について

1 実施の背景

当市では、少子化対策（出生数回復）の一環として、平成27年度に市独自の大船渡市結婚相談・支援センターを開設し、結婚を希望する市民への「結婚支援」を実施してきたところですが、会員数及び成婚数の伸び悩みと、事業規模に係る費用対効果の観点から、令和6年度末をもって当該センターを廃止しました。

当市の少子化の要因は、若者の流出に加え、全国的な未婚化・晩婚化の傾向を受けて婚姻数が減少し、出生数も減少するという構図にあります。

こうした状況下で、これからの世代が暮らしやすいまちや魅力を感じるまち、ひいては少しでも多くの若者の定着につながるよう、子育て世帯への支援の充実とともに、若者の交流や活動を支援する取組が必要です。

このため、施策の方向性をこれまでの「結婚支援」から「若者の交流支援」へと一部変更し、令和7年度ふるさと納税基金特別枠事業として、標記事業を実施するものです。

2 事業の趣旨

少子化の一因となっている若者人口の社会減対策の一環として、若者が暮らしやすく、活躍できる地域社会の実現に向け、市内の事業者や団体が、若者同士の交流の場や活動を創出する事業を実施する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

なお、この事業において「若者」とは、大船渡市こども計画に基づき、15歳（高校生年代）から39歳までの人としています。

3 補助対象者

補助対象は、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 市内に店舗（事務所、支店及び営業所を含む。）を有する事業者
- (2) 市内に住所を有する者5人以上で構成する市内の団体（団体規約を有する任意団体を含む。）

4 補助対象事業

補助対象は、次の全ての要件を満たす事業です。

- (1) 市内で開催する事業であること。
- (2) 主たる対象者を若者として、参加者10人以上を対象に企画する事業であること。
- (3) 若者同士の交流を広げる事業であること。
- (4) 参加者募集等の告知は公表する事業であること。

〔事業例〕

- ◆市内の飲食店が主催する若者を主対象とした飲食イベント
- ◆社会人団体やグループが主催する若者を主対象とした交流イベント
- ◆同じ趣味を持つ若者グループの交流イベント
- ◆高校生が行うまちづくり活動

5 補助対象経費

補助対象は、次の費用とし、科目により上限額を設定しています。

報償費、人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、委託費、使用料、借上料、印刷製本費、広告料、食糧費、備品購入費、保険料等

6 補助金の額

- (1) 補助対象経費の5分の4（上限額20万円）の額を補助します。
- (2) 1団体1事業とします。

7 申請受付先・相談先

大船渡市保健福祉部こども家庭センター

〒022-0003 大船渡市盛町字町10-11 サン・リア ショッピングセンター2階

電話 0192-47-5200

令和7年4月23日（水）から随時受付とし、予算に到達した時点で終了とします。

8 その他

制度の詳細（交付要綱及び募集要領）については、令和7年4月18日（金）に大船渡市ホームページに掲載します。